1 社債等に関する業務規程施行規則(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

(用語)

第1条 (略)

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) • (2) (略)

(3) 公共法人等 所得税法 (昭和40年法律第33号) 第11条第1項に 規定する内国法人、同条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保 護信託の受託者<u>又は租税特別措置法第4条の5第1項に規定する特</u> 定寄附信託の受託者をいう。

(4)~(10) (略)

(銘柄情報に係る発行代理人の通知事項等)

- 第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項(社債的受益権を除く。)は、次に掲げる事項とする。
 - (1)~(17) (略)
 - (18) コールオプションが付されている銘柄の一般債を発行するときは、その旨及びその内容
 - (19) プットオプションが付されている銘柄の一般債を発行するときは、その旨及びその内容
 - (20) (略)
 - (21) 支払代理人が当該一般債の償還金(繰上償還金及び定時償還金を

(用語)

第1条 (略)

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

 \Box

- (1) (2) (略)
- (3)公共法人等 所得税法(昭和40年法律第33号)第11条第1項に 規定する内国法人、同条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保 護信託の受託者、租税特別措置法第4条の5第1項に規定する特定寄 附信託の受託者又は所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法 律第23号)附則第2条に規定する外国法人をいう。
- (4)~(10) (略)

(銘柄情報に係る発行代理人の通知事項等)

- 第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項(社債的受益権を除く。)は、次に掲げる事項とする。
 - (1)~(17) (略)
 - (18) コールオプションが付されている銘柄の一般債<u>(以下「コールオ</u>プション銘柄」という。) を発行するときは、その旨及びその内容
 - (19) プットオプションが付されている銘柄の一般債<u>(以下「プットオプション銘柄」という。)</u>を発行するときは、その旨及びその内容 (20) (略)
 - (21) 支払代理人が当該一般債の償還金(繰上償還金及び定時償還金を

含む。)又は利金を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日 に当該機構加入者に配分すべき他の一般債の償還金又は利金と合算 せず配分する方法の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。次号に おいて同じ。)

(22) • (23) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 一般債が社債的受益権である場合における規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1)~(15) (略)

- (16) コールオプションが付されている銘柄の社債的受益権を発行するときは、その旨及びその内容
- (17) プットオプションが付されている銘柄の社債的受益権を発行する ときは、その旨及びその内容

(18) (略)

(19) 支払代理人が当該社債的受益権の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)又は配当を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の社債的受益権の償還金又は配当と合算せず配分する方法の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。次号において同じ。)

(20)~(30) (略)

(銘柄情報の決定等に係る支払代理人の通知事項等)

第27条の7 規程第58条の7に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

含む。)又は利金を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の一般債の償還金又は利金と合算せず配分する方法(以下「個別承認方式」という。)の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。以下次号において同じ。)

(22) • (23) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 一般債が社債的受益権である場合における規程第58条の6第1項第 13号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1)~(15) (略)

- (16) コールオプションが付されている銘柄の社債的受益権<u>(以下「コールオプション銘柄」という。)</u>を発行するときは、その旨及びその内容
- (17) プットオプションが付されている銘柄の社債的受益権<u>(以下「プ</u>ットオプション銘柄」という。) を発行するときは、その旨及びその内容

(18) (略)

(19) 支払代理人が当該社債的受益権の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)又は配当を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の社債的受益権の償還金又は配当と合算せず配分する方法 (以下「個別承認方式」という。)の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。以下次号において同じ。)

(20)~(30) (略)

(銘柄情報の決定等に係る支払代理人の通知事項等)

第 27 条の 7 規程第 58 条の 7 に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

 $(1)\sim(6)$ (略)

(7) 第27条の5第1項第21号に規定する方法の採用の有無

(8) (略)

(プットオプション行使に関する手続)

第27条の27 <u>プットオプションが付されている銘柄の一般債</u>を有する加入者(機構加入者を除く。)は、プットオプションを行使する場合には、直近上位機関である口座管理機関に対し、次に掲げる事項(以下「プットオプション行使情報」という。)を通知する。

(1) • (2) (略)

2 (略)

- 3 機構加入者は、前2項の通知を受けた場合及び当該機構加入者が自己 の有する<u>プットオプションが付されている銘柄の一般債</u>についてプッ トオプションを行使する場合には、機構に対し、プットオプション行使 情報を通知しなければならない。
- 4 機構は、機構加入者から前項の通知を受けた場合には、当該機構加入者から抹消の申請があったものとして取り扱うとともに、プットオプション行使情報を償還口に記録する。この場合において、機構は、当該一般債の支払代理人及び当該機構加入者に対し、当該記録内容を通知する。

5 (略)

(償還金及び利金の請求方法)

第27条の38 機構は、規程第58条の30第2項の規定により償還金及び 利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰上償還 $(1)\sim(6)$ (略)

(7) 第27条の5第1項第21号に規定する<u>個別承認方式</u>の採用の有無

(8) (略)

(プットオプション行使に関する手続)

第 27 条の 27 <u>プットオプション銘柄</u>を有する加入者(機構加入者を除く。)は、プットオプションを行使する場合には、直近上位機関である口座管理機関に対し、次に掲げる事項(以下「プットオプション行使情報」という。)を通知する。

(1) • (2) (略)

2 (略)

- 3 機構加入者は、前2項の通知を受けた場合及び当該機構加入者が自己 の有する<u>プットオプション銘柄</u>についてプットオプションを行使する 場合には、機構に対し、プットオプション行使情報を通知しなければな らない。
- 4 機構は、機構加入者から前項の通知を受けた場合には、当該機構加入者から抹消の申請があったものとして取り扱うとともに、プットオプション行使情報を償還口に記録する。この場合において、機構は、当該<u>プットオプション銘柄</u>の支払代理人及び当該機構加入者に対し、当該記録内容を通知する。

5 (略)

(償還金及び利金の請求方法)

第27条の38 機構は、規程第58条の30第2項の規定により償還金及び 利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰上償還 期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日に、次の事項を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げるもの (以下「元利金請求内容情報」という。)

イ~ヌ (略)

ル 当該一般債の銘柄に係る<u>第27条の5第1項第21号に規定する方</u> 法の採用の有無

ヲ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項の通知を受けた支払代理人は、当該通知事項の内容を確認する。この場合において、当該支払代理人は、第27条の5第1項第21号 に規定する方法を採用していない一般債について、当該方法の採用を申 請することができる。

(社債等の内容の提供方法等)

第30条 (略)

2 · 3 (略)

4 機構が、規程第69条の規定により、一般債(社債的受益権を除く。) について提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)~(19) (略)

- (20) <u>コールオプションが付されている銘柄の一般債</u>を発行するときは、その旨及びその内容
- (21) <u>プットオプションが付されている銘柄の一般債</u>を発行するときは、その旨及びその内容

(22)~(28) (略)

5~10 (略)

期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日に、次の事項を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げるもの (以下「元利金請求内容情報」という。)

イ~ヌ (略)

ル 当該一般債の銘柄に係る個別承認方式の採用の有無

ヲ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項の通知を受けた支払代理人は、当該通知事項の内容を確認する。この場合において、当該支払代理人は、<u>個別承認方式</u>を採用していない一般債について、個別承認方式の採用を申請することができる。

(社債等の内容の提供方法等)

第30条 (略)

2 · 3 (略)

4 機構が、規程第69条の規定により、一般債(社債的受益権を除く。) について提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)~(19) (略)

- (20) コールオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容
- (21) プットオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容

(22)~(28) (略)

 $5 \sim 10$ (略)

- 11 機構が、規程第69条の規定により、一般債が社債的受益権である場 11 機構が、規程第69条の規定により、一般債が社債的受益権である場 合において、提供する事項は、次に掲げるものをいう。
 - (1)~(17) (略)
 - (18) コールオプションが付されている銘柄の社債的受益権を発行する ときは、その旨及びその内容
 - (19) プットオプションが付されている銘柄の社債的受益権を発行する ときは、その旨及びその内容
 - (20)~(34) (略)

(社債的受益権の場合の読み替え等)

- 第32条 第1条第2項第6号から第9号まで、第27条の6第2項第5号 及び第27条の15第2項の規定は、社債的受益権については、適用しな V)
- 2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中 の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。

. 10- / 11 0 - /	- 0		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第1条第2項第3号	、同条第2項に規定す	又は同条第2項に規	
	る公益信託若しくは	定する公益信託若し	
	加入者保護信託の受	くは加入者保護信託	
	託者 <u>又は租税特別措</u>	の受託者をいう。	
	置法第4条の5第1		
	項に規定する特定寄		
	附信託の受託者をい		
	う。		

- 合において、提供する事項は、次に掲げるものをいう。
- (1)~(17) (略)
- (18) コールオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容
- (19) プットオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容
- (20) \sim (34) (略)

(社債的受益権の場合の読み替え等)

- 第32条 第1条第1項第6号から第9号まで、第27条の6第2項第5号 及び第27条の15第2項の規定は、社債的受益権については、適用しな V)
- 2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中 の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第1条第2項第3号	同条第2項に規定す	同条第2項に規定す	
	る公益信託若しくは	る公益信託若しくは	
	加入者保護信託の受	加入者保護信託の受	
	託者、租税特別措置法	託者 <u>又は所得税法等</u>	
	第4条の5第1項に	の一部を改正する法	
	規定する特定寄附信	律(平成 20 年法律第	
	託の受託者又は所得	23 号) 附則第2条に規	
	税法等の一部を改正	定する外国法人をい	
	する法律 (平成 20 年	う。	

				法律第 23 号) 附則第	
				2条に規定する外国	
				<u>法人</u> をいう。	
(略)			(略)		
第 27 条の 38 第 1 項第	(略)	(略)	第27条の38第1項第	(略)	(略)
1号ト			1 号 ト		
第 27 条の 38 第 1 項第	第 27 条の 5 第 1 項第	第 27 条の 5 第 6 項第	(新設)	(新設)	(新設)
<u>1 号ル</u>	21 号	<u>19 号</u>			
(略)			(略)		
第27条の38第2項	(略)	(略)	第27条の38第2項	(略)	(略)
第27条の38第3項	第 27 条の 5 第 1 項第	第 27 条の 5 第 6 項第	(新設)	(新設)	(新設)
	21 号	<u>19 号</u>			
	一般債	社債的受益権			
(略)		(略)			

2 附則

この改正規定は、平成25年12月1日から施行する。